

## 第 2 調査結果

### I 検査検定制度及び資格制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>検査検定制度は、国民の生命、身体及び財産の保護や災害防止、安全の確保等の目的を達成するため、鉱工業製品等の物資や施設・設備等が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認（証明）する方法や手続を法令等に規定するものである。</p> <p>また、資格制度は、国民の生命、身体及び財産の保護その他の目的を達成するため、特定の業務に関する専門知識、経験、技能等を有する者について、国、都道府県等が認定等するほか、これらの資格者の業務等を規制するものである。</p> <p>両制度とも、国民の生命、身体及び財産の保護などの目的を達成するために設けられたものであり、国民に対し、検査検定への対応や資格取得のために、検査料、検定料、受験料、受講料、登録料等の負担を求めているが、制度利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかになっていない。</p> <p>今回、当省が、国が法令等に基づき設けている検査検定制度及び資格制度の概況を把握した結果は、以下のとおりである。</p> <p><b>1 検査検定制度の概要</b></p> <p><b>(1) 検査検定制度数等</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が法令等に基づき設けている検査検定制度は、平成 22 年 7 月 1 日現在、134 制度ある。所管府省別にみると、全体の 3 割以上を所管する国土交通省が最も多く、次いで経済産業省となっており、2 省で全体の 6 割以上を占めている。</li> <li>○ 検査検定制度が創設された時期を 5 年ごとにみると、昭和 26 年度から 30 年度までの間に創設されたものが 33 制度で最も多く、その後は減少し、昭和 61 年度以降は 2 制度ないし 8 制度の間で推移している。</li> </ul> </div> <p><b>a 検査検定制度数</b></p> <p>今回、当省が把握した国が法令等に基づき設けている検査検定制度は、平成 22 年 7 月 1 日現在、134 制度（複数の府省で共管している制度があるため、延べでは 149 制度）あり、国家公安委員会（警察庁）、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 8 府省が所管している。</p> <p>府省別の所管制度数をみると、国土交通省が 47 制度（35.1%）で最も多く、次いで、経済産業省が 39 制度（29.1%）となっており、これら 2 省で全体の 6 割以上（64.2%）を占めている。</p>	<p>表 I-1-(1)-a</p>

<p>b 検査検定制度の新設・廃止状況</p> <p>検査検定制度の創設時期を5年ごとにみると、昭和26年度から30年度までの間に創設されたものが33制度(24.6%)で最も多く、その後は減少し、昭和61年度以降は2制度ないし8制度の間で推移している。</p> <p>また、平成12年4月以降(注1)、「特殊消防用設備等の性能評価」(総務省所管、16年度)、「港湾の施設の技術上の基準への適合性確認」(国土交通省所管、19年度)等の6制度が新設されている。</p> <p>一方、この間に廃止されたものは、「端末設備基準適合認定(注2)」(総務省所管、15年度)の1制度となっている。</p> <p>なお、検査検定制度で最も古い制度は、明治32年度に創設された「船舶の総トン数測度(注3)」(国土交通省所管)であり、次いで、昭和8年度の「船舶検査(注4)」(国土交通省所管)である。</p> <p>(注) 1 当省が実施した調査(「規制行政に関する調査(基準・規格及び検査・検定)」(平成12年3月勧告))後の状況  2 郵便局の端末設備(ATM)の検査。国の検査として行われていたが、郵政民営化に伴い廃止された。  3 船舶の寸法を測り総トン数を決定するもの  4 船舶の構造や設備が技術基準に適合しているかを確認するもの</p>	<p>表 I-1-(1)-b</p> <p>表 I-1-(1)-c</p>
<p>(2) 検査検定の有効期間、実施主体等</p>	
<p>○ 検査検定の3割近くが有効期間を設定しており、1年以内としているものが最も多い。</p> <p>○ 検査検定の実施主体をみると、国が最も多く、次いで、公益法人(特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人をいう(注)。以下同じ。)となっている。</p> <p>○ 検査検定の手数料等をみると、10万円以上100万円未満のものが最も多く、また、手数料等の設定根拠は国の法令によるものが最も多い。</p>	
<p>(注) 公益法人制度改革により、平成20年12月1日以降、従来の公益法人(民法(明治29年法律第89号)第34条に基づき設立された社団法人及び財団法人)は、25年11月末までに公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人のいずれかに移行(又は移行申請)するまでの間は特例民法法人となる。</p>	
<p>a 検査検定の有効期間</p> <p>検査検定の有効期間をみると、134制度のうち、これを設定しているものが35制度(26.1%)あり、設定している制度のうち、有効期間を1年以内としているもの(注1)が19制度(54.3%)で最も多く、次いで、1年超3年以内のもの(注2)が10制度(28.6%)となっている。</p> <p>(注) 1 「無線設備等の点検に使用する測定器等の検査」(総務省所管)等  2 「プレス機械等の型式検定」(厚生労働省所管)等</p>	<p>表 I-1-(2)-a</p>
<p>b 検査検定の実施主体</p> <p>検査検定の実施主体をみると、国が最も多い77制度(57.5%)を実施しており、次いで、公益法人が42制度(31.3%)、地方公共団体が31制</p>	<p>表 I-1-(2)-b</p>

<p>度 (23.1%) となっている。</p> <p>c 検査検定の受検料  検査検定の受検料をみると、10万円以上100万円未満のもの(注1)が30制度(22.4%)で最も多く、次いで、100万円以上1,000万円未満のもの(注2)が17制度(12.7%)となっている。  (注) 1 「普通自転車の型式認定、23万5,000円」(国家公安委員会(警察庁)所管)等  2 「原子炉施設の検査(廃止措置対象施設)、132万5,100円」(経済産業省所管)等</p> <p>d 受検料の設定根拠  検査検定の受検料の設定根拠をみると、国の法令によるもの(注1)が62制度(46.3%)で最も多く、次いで、公益法人等の実施主体が独自に定めているもの(注2)が33制度(24.6%)、都道府県の条例によるもの(注3)が25制度(18.7%)となっている。  (注) 1 「航空機の型式証明」(国土交通省所管)等  2 「ガス工作物の使用前検査」(経済産業省所管)等  3 「病院等の構造設備等の使用前検査」(厚生労働省所管)等</p> <p>e 検査検定の実施件数  平成21年度の検査検定の実施件数をみると、1件以上100件未満が35制度(26.1%)で最も多く、次いで、100件以上500件未満の18制度(13.4%)となっている。  なお、個別の実施件数をみると、「食鳥検査」(厚生労働省所管)が約7億5,000万件で最も多く、次いで、いわゆる車検と称される「自動車検査」(国土交通省所管)が約3,800万件となっている。</p>	<p>表 I-1-(2)-c</p> <p>表 I-1-(2)-d</p> <p>表 I-1-(2)-e</p>
<p><b>2 資格制度の概要</b></p> <p>(1) 資格制度数等</p>	
<p>○ 国が法令等に基づき設けている資格制度は、平成22年7月1日現在、313制度ある。所管府省別にみると、全体の4割以上を所管する厚生労働省が最も多く、次いで、国土交通省となっており、2省で全体の7割近くを占めている。</p> <p>○ 資格制度が創設された時期を5年ごとにみると、昭和46年度から50年度までの間に創設されたものが最も多く、その後は5年ごとに12制度ないし21制度の間で創設されている。</p>	
<p>a 資格制度数  今回、当省が把握した国が法令等に基づき設けている資格制度は、平成22年7月1日現在、313制度(複数の府省で共管している制度があるため、延べでは317制度)あり、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費</p>	<p>表 I-2-(1)-a-①</p>

者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の12府省が所管している。

府省別の所管制度数をみると、厚生労働省が137制度(43.8%)で最も多く、次いで、国土交通省が77制度(24.6%)となっており、これら2省で全体の7割近くを占めている。

また、資格を①業務独占、②必置、③名称独占等の性格別(注)にみると、必置資格が153制度(48.9%)で最も多く、次いで、業務独占資格が111制度(35.4%)、名称独占等資格が49制度(15.7%)となっている。

(注)① 「業務独占」は、その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの(弁護士、医師等)

② 「必置」は、「業務独占」資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの(高圧ガス製造保安責任者、旅行業務取扱管理者等)

③ 「名称独占等」は、「業務独占」及び「必置」資格以外のもので、その資格を有するものでなければ一定の名称を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証等するもの(技術士、栄養士等)

表 I - 2 - (1) - a -  
②

#### b 資格制度の新設・廃止状況

資格制度の創設時期を5年ごとにみると、昭和46年度から50年度までの間に最も多い47制度(15.0%)が創設されており、その後は5年ごとに12制度ないし21制度の間で創設されている。

次に、資格の創設時期を性格別にみた結果は、以下のとおりである。

① 業務独占資格(111制度)については、昭和21年度から25年度までの間に創設されたものが30制度(26.8%)で最も多く、次いで、26年度から30年度までの間に創設されたものが16制度(14.3%)となっている。

② 必置資格(152制度)をみると、昭和46年度から50年度までの間に創設されたものが35制度(23.0%)で最も多く、次いで、51年度から55年度の間で創設されたものが14制度(9.2%)、平成13年度から17年度の間で創設されたものが14制度(9.2%)となっている。

③ 名称独占等資格(49制度)については、おおむね横ばいで推移しており、5年間隔で1制度ないし7制度の資格が創設されている。

また、平成12年10月以降(注)、「駐車場監視員資格者」(国家公安委員会(警察庁)所管、16年度)、「貸金業務取扱主任者」(金融庁所管、21年度)等の17制度が新設されている。

一方、この間に廃止されたものは、「患者等の食事の提供の業務の受託責任者」(厚生労働省所管、17年度)及び「医療用具等の外国製造承認の国内管理人」(厚生労働省所管、17年度)の2制度となっている。

なお、資格制度で最も古い制度は、明治18年度に創設された「獣医師」(農林水産省所管)であり、次いで、19年度の「公証人」(法務省所管)、大正7年度の「狩猟免許」(環境省所管)となっている。

表 I - 2 - (1) - b

表 I - 2 - (1) - c

(注) 当省が実施した調査(「規制行政に関する調査(資格制度等)」(平成12年9月勧告))後の状況

## (2) 資格の取得方法、有効期間等

- 資格の取得方法をみると、試験が158制度で最も多く、次いで、講習が144制度となっている。
- 資格の約2割が有効期間を設けており、これを4年超5年以内としているものが最も多く、次いで、2年超3年以内となっている。
- 試験、講習及び登録の各事業の実施主体をみると、試験及び講習については公益法人が、登録については国が最も多い。
- 資格事務に係る手数料等をみると、試験については1万円未満のものが、講習については2万円以上3万円未満のものが、登録については1万円以上2万円未満のものが最も多い。

### a 資格の取得方法

資格を取得する方法として、試験、講習、養成施設、認定、選任、登録等が設けられており、一の資格で試験、講習、登録を組み合わせるものや一定の実務経験があれば取得できるもの(注)がある。これらの取得方法別にみると、試験を実施しているものが158制度(50.5%)で最も多く、次いで、講習を実施しているものが144制度(46.0%)となっている。

(注) 「水道技術管理者」(厚生労働省所管)等

表I-2-(2)-a

### b 資格の有効期間

資格の有効期間をみると、313制度のうち、これを設定しているものが58制度(18.5%)あり、設定している制度のうち、有効期間を4年超5年以内としているもの(注1)が23制度(39.7%)で最も多く、次いで、2年超3年以内としているもの(注2)が12制度(20.7%)となっている。

(注) 1 「中小企業診断士」(経済産業省所管)等

2 「狩猟免許」(環境省所管)等

表I-2-(2)-b

### c 資格試験等の実施主体

資格制度における試験、講習及び登録の事業の実施主体(注)は、以下のとおりである。

#### ① 試験事業の実施主体

試験を実施している158資格制度の実施主体をみると、公益法人が81制度(51.3%)で最も多く関与しており、次いで、国が47制度(29.7%)、地方公共団体が21制度(13.3%)となっている。

#### ② 講習事業の実施主体

講習を実施している169資格制度の実施主体をみると、公益法人が104制度(61.5%)で最も多く関与しており、次いで、その他(学校法

表I-2-(2)-c

<p>人、特別の法律により設立される法人等) が 41 制度 (24.3%)、独立行政法人が 20 制度 (11.8%) となっている。</p> <p>③ 登録事業の実施主体</p> <p>登録を実施している 73 資格制度の実施主体をみると、国が 27 制度 (37.0%) で最も多く関与しており、次いで、公益法人が 25 制度 (34.2%)、地方公共団体が 10 制度 (13.7%) となっている。</p> <p>(注) 一制度に複数の実施主体がある場合はそれぞれ計上している。</p>	
<p>d 資格試験等の受験料等</p>	
<p>資格制度における受験料、受講料及び登録料の設定状況は、以下のとおりである。</p>	
<p>① 受験料</p> <p>試験を実施している 158 制度の受験料をみると、1 万円未満のもの (注 1) が 61 制度 (38.6%) で最も多く、次いで、1 万円以上 2 万円未満のもの (注 2) が 48 制度 (30.4%) となっている。</p> <p>(注) 1 「土地家屋調査士、7,200 円」(法務省所管) 等 2 「医師、1 万 5,300 円」(厚生労働省所管) 等</p>	<p>表 I-2-(2)-d-①</p>
<p>② 受講料</p> <p>講習を実施している 169 制度の受講料をみると、1 万円以上 2 万円未満のもの (注 1) が 14 制度 (8.3%) で最も多く、次いで、0 円のもの (注 2) が 11 制度 (6.5%)、1 万円未満のもの (注 3) が 11 制度 (6.5%)、10 万円以上 20 万円未満のもの (注 4) が 11 制度 (6.5%) となっている。</p> <p>(注) 1 「管理理容師・美容師、1 万 8,000 円」(厚生労働省所管) 等 2 「油濁防止管理者」(国土交通省所管) 等 3 「クリーニング師、5,000 円」(厚生労働省所管) 等 4 「浄化槽管理士、12 万 9,700 円」(環境省所管) 等</p>	<p>表 I-2-(2)-d-②</p>
<p>③ 登録料</p> <p>登録を実施している 73 制度の登録料をみると、1 万円未満のもの (注 1) が 21 制度 (28.8%) で最も多く、次いで、無料 (注 2) が 17 制度 (23.3%)、2 万円以上 3 万円未満のもの (注 3) が 5 制度 (6.8%)、3 万円以上 4 万円未満のもの (注 4) が 5 制度 (6.8%) となっている。</p> <p>(注) 1 「マンション管理士、4,250 円」(国土交通省所管) 等 2 「公認会計士」(金融庁) 等 3 「行政書士、2 万 5,000 円」(総務省所管) 等 4 「宅地建物取引主任者、3 万 7,000 円」(国土交通省所管) 等</p>	<p>表 I-2-(2)-d-③</p>
<p>e 受験料等の設定根拠</p>	
<p>受験料、受講料及び登録料の設定根拠は、以下のとおりである。</p>	<p>表 I-2-(2)-e</p>
<p>① 受験料の設定根拠</p> <p>試験を実施している 158 資格制度の受験料の設定根拠をみると、国の法令によるもの (注 1) が 113 制度 (71.5%) で最も多く、次いで、都道府県の条例によるもの (注 2) が 24 制度 (15.2%)、公益法人等の</p>	

<p>実施主体が独自に定めているもの（注3）が13制度（8.2%）となっている。</p> <p>（注）1 「税理士」（財務省所管）等 2 「保育士」（厚生労働省所管）等 3 「解体工事施工技士」（国土交通省所管）等</p> <p>② 受講料の設定根拠</p> <p>講習を実施している169制度の受講料の設定根拠をみると、公益法人等の実施主体が独自に定めているもの（注1）が126制度（74.6%）で最も多く、次いで、都道府県の条例によるもの（注2）が16制度（9.5%）、国の法令によるもの（注3）が7制度（4.1%）となっている。</p> <p>（注）1 「清掃作業監督者」（厚生労働省所管）等 2 「管理美容師・美容師」（厚生労働省所管）等 3 「主任講習」（総務省所管）等</p> <p>③ 登録料の設定根拠</p> <p>登録を実施している73制度の登録料の設定根拠をみると、国の法令によるもの（注1）が23制度（31.5%）で最も多く、次いで、公益法人等の実施主体が独自に定めているもの（注2）が12制度（16.4%）、都道府県の条例によるもの（注3）が10制度（13.7%）となっている。</p> <p>（注）1 「社会福祉士・介護保険士・精神保健福祉士」（厚生労働省所管）等 2 「税理士」（財務省所管）等 3 「栄養士」（厚生労働省所管）等</p> <p>f 資格者数等</p> <p>資格者総数及び新規取得者数は、以下のとおりである。</p> <p>① 資格者総数</p> <p>資格者総数（平成21年度末現在）をみると、100万人以上となっているものが13制度（4.2%）ある一方、100人未満となっているものが7制度（2.2%）みられる。また、資格別にみると、「運転免許」（警察庁所管）が約8,081万人で最も多く、次いで、「無線従事者」（総務省所管）が約593万人、「技能士」（厚生労働省所管）が約429万人となっている。</p> <p>一方、資格者総数が少ないものは、「外国公認会計士」（金融庁所管）が4人、次いで、「耐空検査員」（国土交通省所管）が34人、「業務統括管理者（注）」（国土交通省所管）が64人となっている。</p> <p>（注） 認定を受けた鉄道事業者の事務所全体の管理及び監督を行う業務を行う者</p> <p>② 新規取得者数</p> <p>新規取得者数（平成21年度）をみると、10万人以上のものが8制度（2.5%）ある一方、50人未満のものが34制度（10.8%）ある。このうち、新規取得者数が0人となっているものが6制度ある。また、資格別にみると、「技能士」（厚生労働省所管）が約29万人と最も多く、次いで、「危険物取扱者」（総務省所管）が約20万人、「無線従事者」（総務省所管）が約8万5,000人となっている。</p>	<p>表 I - 2 - (2) - f - ①</p> <p>表 I - 2 - (2) - f - ②</p>
---	---

<p>一方、新規取得者数が少ないものは、「外国公認会計士」（金融庁所管）、「耐空検査員」（国土交通省所管）及び「有害液体汚染管理者」（国土交通省所管）が0人、次いで、「衛生管理士」（厚生労働省所管）及び「小型自動車競走選手」（経済産業省所管）が1人となっている。</p>	
---	--



表 I - 1 - (1) - a 所管府省別の検査検定制度数（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：制度、％）

府省名	検査検定制度	構成比
国家公安委員会（警察庁）	8 (0)	6.0
総務省	15 (2)	11.2
文部科学省	8 (3)	6.0
厚生労働省	14 (2)	10.4
農林水産省	13 (1)	9.7
経済産業省	39 (9)	29.1
国土交通省	47 (6)	35.1
環境省	5 (2)	3.7
合計	134 制度 (149 制度)	—

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「検査検定制度」欄の（ ）内の数値は、他府省と共管するもので内数である。

3 合計欄における 134 制度は検査検定制度の実数であり、149 制度は延べ数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計（134）に対する各府省の制度数の割合である。

表 I - 1 - (1) - b 検査検定制度の創設時期

（単位：制度、％）

府省名	創設年度	昭和	21	26	31	36	41	46	51	56	61	3	8	13	18	合計
		20 以前	～ 25	～ 30	～ 35	～ 40	～ 45	～ 50	～ 55	～ 60	～ 平成 2	～ 7	～ 12	～ 17	～ 22	
制度数		2	15	35	19	8	5	14	9	11	6	8	5	8	4	149
		[2]	[15]	[33]	[15]	[8]	[5]	[9]	[7]	[11]	[6]	[8]	[5]	[8]	[2]	[134]
構成比		1.5	11.2	24.6	11.2	6.0	3.7	6.7	5.2	8.2	4.5	6.0	3.7	6.0	1.5	100.0
国家公安委員会（警察庁）		0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	0	0	0	8
総務省		0	2	0	1	1	0	4	0	5	0	0	1	1	0	15
文部科学省		0	1	0	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
厚生労働省		0	5	3	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	14
農林水産省		0	5	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	13
経済産業省		0	1	11	3	2	3	6	2	0	3	0	1	6	1	39
国土交通省		2	1	16	7	3	2	1	3	3	3	1	2	1	2	47
環境省		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	5

（注） 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計（134）に対する創設年度ごとの制度の実数の割合である。

表 I - 1 - (1) - c 検査検定制度の新設・廃止状況（平成 12 年 4 月以降）

	府省名	創設年度	制度名<根拠法令>
新設 (6)	総務省	平成 16 年度	特殊消防用設備等の性能評価<消防法>
	経済産業省	平成 17 年度	核物質防護規定の遵守状況の検査 <核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律>
			放射能濃度についての確認<同上>
	経済産業省 国土交通省 環境省	平成 18 年度	特定原動機が特定原動機基準に適合するかどうかの検査 <特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律>
			特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかの検査<同上>
国土交通省	平成 19 年度	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認<港湾法>	
廃止 (1)	総務省	平成 15 年度	端末設備基準適合認定<郵便振替法>

(注) 当省の調査結果による。

表 I - 1 - (2) - a 検査検定の有効期間の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	有効期間を 設けていな いもの	有効期間を設けているもの				不詳	合計
		小計	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内		
制度数	104 [94]	40 [35]	23 [19]	11 [10]	6 [6]	5 [5]	149 [134]
構成比	70.1	26.1	14.2	7.5	4.5	3.7	100.0
国家公安委員会(警察庁)	6	2	0	2	0	0	8
総務省	11	4	4	0	0	0	15
文部科学省	6	2	1	1	0	0	8
厚生労働省	11	3	2	1	0	0	14
農林水産省	10	3	1	2	0	0	13
経済産業省	23	16	9	4	3	0	39
国土交通省	33	9	5	1	3	5	47
環境省	4	1	1	0	0	0	5

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。また、( )内の数値は、有効期間を設けている制度の実数の合計(35)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならないことがある。  
 5 「なし」には、「変更のない限り有効」等を含む。  
 6 同一制度において、検査内容や対象品目ごとに有効期間が異なる場合は、最短のものを計上している。また、同一制度において、有効期間を設けているものと設けていないものがある場合は、設けているもので最短のものを計上している。  
 7 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 1 - (2) - b 検査検定の実施主体

(単位：制度、%)

実施主体 府省名	制度数	国	独立行 政法人	地方公 共団体	公益 法人	株式 会社	特別民 間法人	自主 確認	その他
制度数	149 [134]	90 [77]	24 [21]	33 [31]	44 [42]	12 [12]	18 [16]	17 [15]	3 [3]
構成比		57.5	15.7	23.1	31.3	9.0	11.9	11.2	2.2
国家公安委員会 (警察庁)	8	6	0	2	7	0	0	0	0
総務省	15	6	1	2	6	2	4	3	0
文部科学省	8	5	4	0	3	0	0	0	0
厚生労働省	14	4	0	7	6	3	0	0	0
農林水産省	13	7	5	3	1	2	0	1	1
経済産業省	39	22	11	10	9	2	9	11	0
国土交通省	47	38	3	7	10	3	5	2	2
環境省	5	2	0	2	2	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一つの制度に複数の種類の実施主体が関与している場合は、それぞれの実施主体に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する実施主体ごとの制度の実数の割合である。

5 「特別民間法人」は、「特別の法律により設立される民間法人」のことであり、民間の一定の事務・事業について公益上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立されるもの(危険物保安技術協会(総務省所管)、高圧ガス保安協会(経済産業省所管)等が該当)。

6 「自主確認」は、事業者等が自ら検査検定を行うものである。

7 「その他」は、耐空検査員と協同組合である。

表 I - 1 - (2) - c 受検料の設定状況

(単位：制度、%)

手数料 府省名	0円	1円 以上 100 円未 満	100円 以上 500円 未満	500円 以上 1千円 未満	1千 円以 上 5千 円未 満	5千 円以 上 1万 円未 満	1万 円以 上 5万 円未 満	5万 円以 上 10万 円未 満	10万 円以 上 100 万円 未満	100 万円 以上 1千 万円 未満	1千 万円 以上	その他	不詳	合計
制度数	28 [26]	1 [1]	0 [0]	1 [1]	6 [5]	1 [1]	5 [5]	5 [5]	37 [30]	21 [17]	6 [5]	15 [15]	23 [23]	149 [134]
構成比	19.4	0.7	0.0	0.7	3.7	0.7	3.7	3.7	22.4	12.7	3.7	11.2	17.2	100.0
国家公安委員 会(警察庁)	0	0	0	0	0	0	0	1	5	2	0	0	0	8
総務省	2	0	0	0	0	1	0	0	6	3	1	1	1	15
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	1	0	8
厚生労働省	1	1	0	0	1	0	0	0	3	0	1	0	7	14
農林水産省	4	0	0	1	2	0	1	1	2	0	1	0	1	13
経済産業省	9	0	0	0	1	0	1	2	8	5	3	6	4	39
国土交通省	11	0	0	0	2	0	3	1	8	8	0	7	7	47
環境省	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。  
なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 同一制度において、複数の検査があるものや手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。

6 「0円」には、自主確認によるものも含む。

7 「その他」は、手数料の上限が不明のものである。

8 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 1 - (2) - d 受検料の設定根拠

(単位：制度、%)

府省名	設定根拠 制度数	設定根拠				
		法令	条例	独自	該当なし	不詳
制度数	149 [134]	74 [62]	27 [25]	39 [35]	28 [26]	4 [4]
構成比		46.3	18.7	26.1	19.4	3.0
国家公安委員会 (警察庁)	8	2	0	6	0	0
総務省	15	6	2	7	2	0
文部科学省	8	8	0	0	0	0
厚生労働省	14	2	7	5	1	1
農林水産省	13	5	2	2	4	0
経済産業省	39	20	10	10	9	1
国土交通省	47	30	6	7	11	1
環境省	5	1	0	2	1	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一の制度の受検料に複数の種類の設定根拠がある場合は、それぞれの設定根拠に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する設定根拠ごとの制度の実数の割合である。  
 5 「独自」は、検査検定の実施主体が業務規程等により受検料を決定しているもの。  
 6 「該当なし」は、手数料が無料のものである。  
 7 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 1 - (2) - e 検査検定の実施件数(平成21年度)

(単位：制度、%)

府省名	実施件数 0件	1件以上	100件以上	500件以上	1千件以上	5千件以上	1万件以上	10万件以上	100万件以上	1千万件以上	不詳	合計
		100件未満	500件未満	1千件未満	5千件未満	1万件未満	10万件未満	100万件未満	1千万件未満			
制度数	10 [10]	41 [35]	22 [18]	7 [5]	16 [15]	7 [7]	10 [10]	4 [3]	5 [5]	6 [5]	21 [21]	149 [134]
構成比	7.5	26.1	13.4	3.7	11.2	5.2	7.5	2.2	3.7	3.7	15.7	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	2	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	8
総務省	0	5	1	2	2	0	3	0	0	1	1	15
文部科学省	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8
厚生労働省	0	0	1	1	3	2	0	2	0	2	3	14
農林水産省	0	2	1	0	4	2	1	1	1	0	1	13
経済産業省	2	13	5	3	4	1	1	0	2	1	7	39
国土交通省	6	13	9	0	3	2	3	1	2	2	6	47
環境省	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	5

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計数(134)に対する実施件数ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。  
 5 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (1) - a - ① 所管府省別の資格制度数（平成 22 年 7 月 1 日現在）  
（単位：制度、％）

府省名	資格制度	構成比
国家公安委員会（警察庁）	8(0)	2.6
金融庁	3(0)	1.0
消費者庁	1(0)	0.3
総務省	12(0)	3.8
法務省	6(0)	1.9
財務省	2(0)	0.6
文部科学省	8(1)	2.6
厚生労働省	137(0)	43.8
農林水産省	15(0)	4.8
経済産業省	36(3)	11.5
国土交通省	77(1)	24.6
環境省	12(3)	3.8
合計	313 制度（317 制度）	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「資格制度」欄の（ ）内の数値は、他府省と共管するもので内数である。  
 3 合計欄における 313 制度は資格制度の実数であり、317 制度は延べ数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計に対する各府省の制度数の割合である。

表 I - 2 - (1) - a - ② 所管府省別の資格制度数（性格別）  
（単位：制度、％）

府省名	制度数	資格の性格		
		業務独占	必置	名称独占等
国家公安委員会（警察庁）	8	3	5	0
金融庁	3	2	1	0
消費者庁	1	0	0	1
総務省	12	3	6	3
法務省	6	6	0	0
財務省	2	1	1	0
文部科学省	8	0	3	5
厚生労働省	137	38	77	22
農林水産省	15	9	6	0
経済産業省	36	12	21	3
国土交通省	77	35	29	13
環境省	12	3	7	2
合計	317 [313]	112 [111]	156 [153]	49 [49]
構成比	100.0	35.4	48.9	15.7

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「業務独占」は、その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの。「必置」は、「業務独占」資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの。「名称独占等」は、「業務独占」及び「必置」資格以外のもので、その資格を有するものでなければ一定の名称を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証等するもの。  
 5 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計（313）に対する資格の性格ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が 100 にならない。

表 I - 2 - (1) - b 資格制度の創設時期

(単位：制度、%)

創設年度 資格の性格	昭和 20 以前	21 ～ 25	26 ～ 30	31 ～ 35	36 ～ 40	41 ～ 45	46 ～ 50	51 ～ 55	56 ～ 60	61 ～ 平2	3 ～ 7	8 ～ 12	13 ～ 17	18 ～ 22	不 詳	合計
制度数	6 [6]	44 [44]	29 [29]	20 [19]	22 [22]	22 [22]	49 [47]	17 [17]	22 [21]	18 [18]	12 [12]	21 [21]	19 [19]	14 [14]	2 [2]	317 [313]
構成比	1.9	14.1	9.3	6.1	7.0	7.0	15.0	5.4	6.7	5.8	3.8	6.7	6.1	4.5	0.6	100.0
業務独占	5 [5]	30 [30]	16 [16]	8 [8]	8 [8]	5 [5]	7 [7]	3 [3]	4 [3]	8 [8]	3 [3]	10 [10]	2 [2]	3 [3]	0 [0]	112 [111]
構成比	4.5	26.8	14.3	7.1	7.1	4.5	6.3	2.7	2.7	7.1	2.7	8.9	1.8	2.7	0.0	100.0
必置	1 [1]	9 [9]	10 [10]	8 [7]	13 [13]	10 [10]	37 [35]	14 [14]	13 [13]	6 [6]	6 [6]	5 [5]	14 [14]	8 [8]	2 [2]	156 [153]
構成比	0.7	5.9	6.6	4.6	8.6	6.6	23.0	9.2	8.6	3.9	3.9	3.3	9.2	5.3	1.3	100.0
名称独占等	0 [0]	5 [5]	3 [3]	4 [4]	1 [1]	7 [7]	5 [5]	0 [0]	5 [5]	4 [4]	3 [3]	6 [6]	3 [3]	3 [3]	0 [0]	49 [49]
構成比	0.0	10.2	6.1	8.2	2.0	14.3	10.2	0.0	10.2	8.2	6.1	12.2	6.1	6.1	0.0	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 [ ]内の数値は、制度の実数である。

3 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計に対する創設年度ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

表 I - 2 - (1) - c 資格制度の新設・廃止状況（平成 12 年 10 月以降）

	府省名	創設年度	制度名<根拠法令>
新設 (17)	国家公安委員会 (警察庁)	平成 16 年度	駐車監視員資格者<道路交通法>
	金融庁	平成 21 年度	貸金業務取扱主任者<貸金業法>
	総務省	平成 15 年度	防火対象物点検資格者<消防法>
			自衛消防組織統括管理者<同上>
		平成 21 年度	防災管理者<同上> 防災管理点検資格者<同上>
	厚生労働省	平成 18 年度	外出介護員<障害者自立支援法>
			重度訪問介護従業者<指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示）> 行動援護従業者<同上>
		平成 20 年度	登録販売者<薬事法>
	国土交通省	平成 18 年度	安全統括管理者（旅客自動車）<道路運送法>
			安全統括管理者（貨物自動車）<貨物自動車運送事業法>
			安全統括管理者（鉄道）<鉄道事業法>
			安全統括管理者（索道）<鉄道事業法>
		平成 20 年度	安全統括管理者（海上）<海上運送法>
平成 20 年度	観光圏内限定旅行業務取扱管理者<観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律>		
環境省	平成 22 年度	技術管理者<土壌汚染対策法>	
廃止 (2)	厚生労働省	平成 17 年度	患者等の食事の提供の業務の受託責任者<医療法施行規則>
			医療用具外国製造国内管理人<薬事法施行規則>

(注) 当省の調査結果による。

表 I - 2 - (2) - a 資格の取得方法

(単位：制度、%)

	制度数	試験	講習	養成 施設	認定	選任	登録	その他
制度数	317 [313]	162 [158]	147 [144]	45 [45]	47 [46]	15 [15]	73 [73]	113 [113]
	構成比	50.5	46.0	14.4	14.7	4.8	23.3	36.1
国家公安委員会 (警察庁)	8	5	5	3	4	0	0	2
金融庁	3	2	0	1	0	0	3	2
消費者庁	1	1	0	0	0	0	0	0
総務省	12	6	7	3	2	0	1	4
法務省	6	3	0	0	3	0	5	5
財務省	2	2	0	0	0	0	1	2
文部科学省	8	5	4	0	3	0	1	6
厚生労働省	137	58	76	31	8	2	40	25
農林水産省	15	12	3	0	1	2	2	6
経済産業省	36	24	12	3	4	5	7	11
国土交通省	77	37	33	4	18	6	11	44
環境省	12	7	7	0	4	0	2	6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 一の資格で試験、講習、登録など複数の種類の取得方法がある場合は、それぞれの区分に計上している。また、一の資格の取得方法又は業務を行うに当たっての要件として、試験、講習、登録など複数の区分を満たす必要があるものについては、それぞれの区分に計上している。

4 [ ]内の数値は、制度の実数である。

5 「試験」には審査も含む。

6 「講習」は、受講が資格取得の要件になっているものを計上している。

7 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する各区分ごとの制度の実数の割合である。

8 「その他」は実務経験、年齢、学歴、下位資格、確認等である。



表 I - 2 - (2) - b 資格制度の有効期間の設定状況

(単位：制度、%)

有効期間 府省名	有効期 間を設 けてい ないも の	有効期間を設けているもの							合計
		小計	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	6年 以上	
制度数	259 [255]	58 [58] (100.0)	11 [11] (19.0)	4 [4] (6.9)	12 [12] (20.7)	0 [0] (0)	23 [23] (39.7)	8 [8] (13.8)	317 [313]
構成比	81.5	18.5	3.5	1.3	3.8	0.0	7.3	2.6	100.0
国家公安委員会(警察庁)	7	1	1	0	0	0	0	0	8
金融庁	2	1	0	0	1	0	0	0	3
消費者庁	0	1	0	0	0	0	1	0	1
総務省	5	7	0	1	0	0	6	0	12
法務省	5	1	0	0	1	0	0	0	6
財務省	2	0	0	0	0	0	0	0	2
文部科学省	7	1	0	0	1	0	0	0	8
厚生労働省	123	14	4	1	0	0	1	8	137
農林水産省	11	4	4	0	0	0	0	0	15
経済産業省	28	8	0	2	5	0	1	0	36
国土交通省	61	16	2	0	2	0	12	0	77
環境省	8	4	0	0	2	0	2	0	12

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。また、( )内の数値は、有効期間を設けている制度の実数の合計数(58)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。  
5 同一制度において、資格の種類ごとに有効期間が異なる場合は、最短のものを計上している。また、同一制度において、有効期間を設けているものと設けていないものがある場合は、設けているもので最短のものを計上している。

表 I - 2 - (2) - c 資格試験等の実施主体

(単位：制度、%)

事務	府省名	制度数	実施主体							
			国	独法	地方公共団体	公益法人	株式会社	特別民間法人	その他	不詳
試験	国家公安委員会(警察庁)	5	0	0	5	0	0	0	0	0
	金融庁	2	1	0	0	0	0	0	0	1
	消費者庁	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	総務省	6	0	0	0	6	0	0	0	0
	法務省	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	財務省	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	文部科学省	5	3	0	0	2	0	0	0	1
	厚生労働省	58	13	0	10	36	0	1	1	0
	農林水産省	12	5	0	0	0	0	1	6	0
	経済産業省	24	6	1	4	13	0	1	0	0
	国土交通省	37	14	1	1	22	0	0	1	0
	環境省	7	1	0	1	5	0	0	0	0
合計	162[158]	48[47]	3[3]	21[21]	84[81]	0[0]	3[3]	10[10]	0[0]	
構成比		29.7	1.9	13.3	51.3	0.0	1.9	6.3	0.0	
講習	国家公安委員会(警察庁)	5	0	0	4	1	0	0	0	0
	金融庁	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	消費者庁	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	総務省	9	0	0	5	9	0	0	0	0
	法務省	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	文部科学省	5	0	1	1	1	0	0	4	0
	厚生労働省	80	0	1	7	61	25	29	25	4
	農林水産省	3	0	2	2	1	1	0	1	0
	経済産業省	15	0	3	0	7	1	7	1	0
	国土交通省	43	14	12	1	20	2	0	9	0
	環境省	8	0	0	0	7	0	0	1	0
合計	172[169]	14[14]	20[20]	20[20]	107[104]	29[29]	39[39]	41[41]	4[4]	
構成比		8.3	11.8	11.8	61.5	17.2	23.1	24.3	2.4	
登録	国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融庁	3	0	0	0	0	0	2	1	0
	消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務省	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	法務省	5	1	0	0	0	0	2	2	0
	財務省	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	文部科学省	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	厚生労働省	40	17	0	7	15	0	1	0	0
	農林水産省	2	1	0	1	0	0	0	0	0
	経済産業省	7	2	0	0	4	0	1	0	0
	国土交通省	11	6	0	1	4	0	0	0	0
	環境省	2	0	0	1	1	0	0	0	0
合計	73[73]	27[27]	0[0]	10[10]	25[25]	0[0]	8[8]	3[3]	0[0]	
構成比		37.0	0	13.7	34.2	0	11.0	4.1	0.0	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一つの制度に複数種類の実施主体が関与している場合は、それぞれの実施主体に計上している。  
3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、それぞれの事務に係る制度の実数の合計に対する実施主体ごとの制度の実数の割合である。  
5 特別民間法人とは、「特別の法律により設立される民間法人」のことであり、民間の一定の事務・事業について公益上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立されるもの(日本司法書士会連合会(法務省所管)、建設業労働災害防止協会(厚生労働省所管)等が該当)。  
6 「その他」は、学校法人、特別の法律により設立される法人等である。  
7 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - d - ① 受験料の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	手数料 0円	1 万円 未満	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	20	30 万円 以上	不 詳	合計
			万円 以上 2 万円 未満	万円 以上 3 万円 未満	万円 以上 4 万円 未満	万円 以上 5 万円 未満	万円 以上 6 万円 未満	万円 以上 7 万円 未満	万円 以上 8 万円 未満	万円 以上 9 万円 未満	万円 以上 10 万円 未満	万円 以上 20 万円 未満				
国家公安委員会(警察庁)	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
金融庁	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
消費者庁	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
法務省	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
財務省	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
文部科学省	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
厚生労働省	0	20	18	4	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	58
農林水産省	7	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
経済産業省	0	10	9	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	24
国土交通省	0	15	10	6	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	37
環境省	0	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
合計	7 [7]	63 [61]	48 [48]	18 [17]	9 [9]	1 [1]	3 [2]	2 [2]	1 [1]	0 [0]	1 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	9 [9]	162 [158]
構成比	4.4	38.6	30.4	10.8	5.7	0.6	1.3	1.3	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	5.7	100.0

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(158)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。  
なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。  
5 同一制度において、手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。  
6 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - d - ② 受講料の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	0円	1 万円 未満	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	20	30 万円 以上	不 詳	合計
			万円 以上 2 万円 未満	万円 以上 3 万円 未満	万円 以上 4 万円 未満	万円 以上 5 万円 未満	万円 以上 6 万円 未満	万円 以上 7 万円 未満	万円 以上 8 万円 未満	万円 以上 9 万円 未満	万円 以上 10 万円 未満	万円 以上 20 万円 未満				
国家公安委員会(警察庁)	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
金融庁	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
消費者庁	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	0	4	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	5
厚生労働省	1	2	2	0	2	2	2	2	0	1	1	2	1	1	61	80
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
経済産業省	0	0	5	4	2	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	15
国土交通省	8	3	4	2	1	3	0	0	2	1	1	4	1	0	13	44
環境省	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	8
合計	11 [11]	11 [11]	14 [14]	7 [7]	9 [9]	9 [9]	2 [2]	3 [3]	3 [3]	2 [2]	3 [2]	11 [11]	5 [5]	2 [2]	80 [80]	172 [169]
構成比	6.5	6.5	8.3	4.1	4.1	5.3	1.2	1.8	1.8	1.2	1.2	6.5	3.0	1.2	47.3	100.0

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(170)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。  
なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。  
5 同一制度において、手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。  
6 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - d - ③ 登録料の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	0円	1万円未満	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	20	30万円以上	不詳	合計
			万円以上 2万円未満	万円以上 3万円未満	万円以上 4万円未満	万円以上 5万円未満	万円以上 6万円未満	万円以上 7万円未満	万円以上 8万円未満	万円以上 9万円未満	万円以上 10万円未満	万円以上 20万円未満				
国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
法務省	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
財務省	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文部科学省	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	3	13	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	40
農林水産省	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
経済産業省	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
国土交通省	4	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
環境省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	17 [17]	21 [21]	1 [1]	5 [5]	5 [5]	1 [1]	1 [1]	1 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	21 [21]	73 [73]
構成比	23.3	28.8	1.4	6.8	6.8	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.8	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(73)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 同一制度において、手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。

6 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - e 受験料等の設定根拠

(単位：制度、%)

事務	府省名	制度数	設定根拠				
			法令	条例	独自	該当なし	不詳
試験	国家公安委員会(警察庁)	5	1	4	0	0	0
	金融庁	2	2	0	0	0	0
	消費者庁	1	0	0	1	0	0
	総務省	6	3	3	0	0	0
	法務省	3	3	0	0	0	0
	財務省	2	2	0	0	0	0
	文部科学省	5	5	0	0	0	0
	厚生労働省	58	47	7	0	0	5
	農林水産省	12	2	0	3	7	0
	経済産業省	24	15	7	4	0	0
	国土交通省	37	31	2	5	0	0
	環境省	7	6	1	0	0	0
	合計	162[158]	117[113]	24[24]	13[13]	7[7]	5[5]
構成比	100.0	71.5	15.2	8.2	4.4	3.2	
講習	国家公安委員会(警察庁)	5	0	4	1	0	0
	金融庁	1	0	0	1	0	0
	消費者庁	1	0	0	1	0	0
	総務省	9	1	2	7	0	0
	法務省	2	0	0	1	0	1
	財務省	0	0	0	0	0	0
	文部科学省	5	1	0	1	1	2
	厚生労働省	80	2	9	66	0	3
	農林水産省	3	0	1	2	0	0
	経済産業省	15	2	0	14	0	0
	国土交通省	43	1	0	28	8	7
	環境省	8	0	0	7	1	0
	合計	172[170]	7[7]	16[16]	129[126]	10[10]	13[13]
構成比	100.0	4.1	9.5	74.6	5.9	7.7	
登録	国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	0	0
	金融庁	3	1	0	2	0	0
	消費者庁	0	0	0	0	0	0
	総務省	1	0	0	1	0	0
	法務省	5	0	0	4	1	0
	財務省	1	0	0	1	0	0
	文部科学省	1	1	0	0	0	0
	厚生労働省	40	16	6	1	2	15
	農林水産省	2	1	1	0	0	0
	経済産業省	7	0	0	1	6	0
	国土交通省	11	4	2	2	4	0
	環境省	2	0	1	0	1	0
	合計	73	23[23]	10[10]	12[12]	14[14]	15[15]
構成比	100.0	31.5	13.7	16.4	19.2	20.5	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一の資格の受験料等に複数の設定根拠がある場合は、それぞれの設定根拠に計上している。

3 同一制度で実施主体により設定根拠が異なる場合は、それぞれの設定根拠に計上している。

4 [ ]内の数値は、制度の実数である。

5 「構成比」欄の数値は、それぞれの事務に係る制度の実数の合計に対する設定根拠ごとの制度の実数の合計の割合である。

6 「独自」は、試験等の実施主体が業務規程等により受験料等を決定しているもの。

7 「該当なし」は、手数料が無料のものである。

8 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I-2-(2)-f-① 資格者総数(平成 21 年度末現在)

(単位:制度、%)

府省名	資格者総数											合計
	100 人未満	100 人以上 500 人未満	500 人以上 1 千人未満	1 千人以上 1 万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 30 万人未満	30 万人以上 50 万人未満	50 万人以上 100 万人未満	100 万人以上	不詳		
制度数	7	14	9	31	72	32	11	10	13	118	317	
構成比	[7]	[14]	[9]	[30]	[70]	[32]	[11]	[9]	[13]	[118]	[313]	
国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	5	1	0	0	1	1	8	
金融庁	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	
消費者庁	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
総務省	0	0	0	1	6	1	0	0	1	3	12	
法務省	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	6	
財務省	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	
文部科学省	0	0	0	1	2	0	1	0	0	4	8	
厚生労働省	0	0	0	7	19	17	4	4	5	81	137	
農林水産省	0	3	3	2	3	0	0	0	0	4	15	
経済産業省	3	2	1	7	14	1	3	1	2	2	36	
国土交通省	2	8	4	8	12	11	3	4	4	21	77	
環境省	1	0	0	3	4	1	0	1	0	2	12	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する資格者総数ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I-2-(2)-f-② 新規取得者数(平成 21 年度)

(単位:制度、%)

府省名	新規取得者数											合計
	0 人	1 人以上 50 人未満	50 人以上 100 人未満	100 人以上 500 人未満	500 人以上 1 千人未満	1 千人以上 1 万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 30 万人未満	30 万人以上	不詳		
制度数	6	28	7	42	27	93	47	7	1	59	317	
構成比	[6]	[28]	[5]	[42]	[26]	[92]	[47]	[7]	[1]	[59]	[313]	
国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	1	3	2	0	1	1	8	
金融庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	
消費者庁	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
総務省	0	0	0	0	0	5	5	2	0	0	12	
法務省	0	1	1	1	0	3	0	0	0	0	6	
財務省	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
文部科学省	0	1	0	1	1	4	0	1	0	0	8	
厚生労働省	0	4	0	16	8	46	26	3	0	34	137	
農林水産省	0	8	1	3	2	0	0	0	0	1	15	
経済産業省	2	6	1	6	3	11	2	1	0	4	36	
国土交通省	2	7	4	12	11	16	11	0	0	14	77	
環境省	1	1	0	2	1	2	0	0	0	5	12	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する新規取得者数ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。